

令和7年版設備機材等評価名簿（機械設備）の使用上の注意点

1. 更新評価について

機材等を次の三つのグループに分けて、3年ごとに更新評価を実施している。

機械設備の機材等	評価の実施時期等	次の更新評価時期等
・冷凍機 ④遠心冷凍機 ・空気調和機 ③コンパクト形空気調和機 ・送風機類 ①遠心送風機（多翼形送風機） ②斜流送風機 ③軸流送風機 ④消音ボックス付送風機 ・ポンプ類 ①横形遠心ポンプ（空調用、ボイラー給水用、揚水用） ②水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用） ③立形遠心ポンプ（ボイラー給水用、揚水用）	評価年度： 令和6年度（2024年度） 令和6年度の評価基準で評価している。 有効期間： 令和7年（2025年）年4月1日～ 令和10年（2028年）年3月31日	評価年度： 令和9年度（2027年度） 有効期間： 令和10年（2028年）年4月1日～ 令和13年（2031年）年3月31日
・ボイラー ①鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー ②鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー ③鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー ④鋼製ボイラー ・冷凍機 ①チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット ②吸収冷温水機 ・冷却塔 冷却塔 ・空気調和機 ④パッケージ形空気調和機 ⑥ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・自動制御 自動制御システム ・衛生器具ユニット 衛生器具ユニット ・タンク ①FRP製パネルタンク ④ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形） ⑤ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形） ・消火装置 ①スプリンクラー消火システム ②不活性ガス消火システム ③泡消火システム	評価年度： 令和5年度（2023年度） 評価内容は、令和6年版評価名簿から掲載している。 なお、令和5年度の評価基準で評価しているが、令和6年度に随時評価または品質・性能等に係る変更評価したものは、その時点の評価基準により評価をしている。 有効期間： 令和6年（2024年）年4月1日～ 令和9年（2027年）年3月31日	評価年度： 令和8年度（2026年度） 有効期間： 令和9年（2027年）年4月1日～ 令和12年（2030年）年3月31日

機械設備の機材等	評価の実施時期等	次の更新評価時期等
・温水発生機 ①真空式温水発生機（銅製・鋳鉄製） ②無圧式温水発生機（銅製・鋳鉄製） ・冷凍機 ③吸収冷温水機ユニット ・空気調和機 ①ユニット形空気調和機 ②ファンコイルユニット ⑤マルチパッケージ形空気調和機 ・空気清浄装置 ①エアフィルター（パネル形、折込み形） ②自動巻取形エアフィルター ④電気集じん器（自動巻取形、パネル形） ・全熱交換器 ①全熱交換器（回転形、静止形） ②全熱交換ユニット ・制気口及びダンパー ①吹出口・吸込口 ②風量ユニット（定風量、変風量） ・タンク ③密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用） ・消火装置 ④ハロゲン化物消火システム ・厨房機器 厨房システム ・鋳鉄製ふた マンホールふた・弁柵ふた	評価年度： 令和 4年度（2022年度） 評価内容は、令和 5年版評価名簿から掲載している。 なお、令和4年度の評価基準で評価しているが、令和5年度または令和6年度に随時評価もしくは品質・性能等に係る変更評価したものは、その時点の評価基準により評価をしている。 有効期間： 令和 5年（2023年）4月1日～ 令和 8年（2026年）3月31日	評価年度： 令和 7年度（2025年度） 有効期間： 令和 8年（2026年）年4月1日～ 令和11年（2029年）年3月31日

2. 評価年度による各種規定との相異について

各グループの機械設備機材等は、評価年度の評価基準により評価を行っているため、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）」令和4年版、「J I S」等の規定と評価内容に相異が生じる場合がある。

3. 評価内容に関する情報提供等について

令和6年と令和7年の評価基準比較表については、令和7年9月に追加掲載を予定している。

4. 評価内容の確認の必要性について

評価名簿を使用するにあたっては、申請者に上記2. に記載の相異について確認して運用する必要がある。

(機械設備)

評価名簿の説明

1. 評価の内容

評価は、申請資料に基づき、次のことを確認している。

- (1) 評価対象機械設備機材に該当している。
- (2) 品質・性能が「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）の規定に適合している。
- (3) 当協会が独自に設定する品質・性能が適合している。
- (4) 品質管理・製造管理が整備されている。
- (5) 納入体制及びアフターサービスの体制が整備されている。

2. 名簿記載事項

- (1) 評価対象機械設備機材等は、各機材等の項で説明している。

- (2) 品質・性能については、各機材等の項で説明している。

なお、評価名簿詳細事項に表示する申請機材の形式等は、本評価において確認した範囲を示すものであり、これ以外は工事現場ごとの確認が必要である。

- (3) 品質管理・製造管理については、次のことを確認し記載している。

- (a) 申請品の製造所については、自社工場または製造委託の工場概要、生産種別・生産実績及び製造工程を確認している。
- (b) 名簿の製造所の欄に(I9・14)印で表示したものは、ISO 9001、14001 認証取得の製造所を示している。
- (c) 品質管理・製造管理・検査の体制及び生産設備について確認している。
- (d) 品質管理等に関する関係規定の提出を求め、内容の確認を行っている。

- (4) 納入体制及びアフターサービスの体制については、次のことを確認している。

- (a) 申請による、納入体制及びアフターサービスの体制を確認している。

なお、各地区の範囲は、次のとおりである。

地 区	都道府県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関 東	茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県
中 部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

- (b) 納入体制について、機械設備機材の名簿の「納入地区及び問い合わせ先」欄は、評価において限定される地区及び主要な販売会社を示し、その電話番号を記載している。

略号は、次のとおりである。

- (本) 本社、本店等 (支) 支社、支店等 (営) 営業所 (出) 出張所
(事) 事務所、事業所等 (部) 事業部等 (他) 別会社（関連会社、代理店等）

3. その他

- (1) 評価書及び評価名簿の内容に変更が生じた場合には、再審査等の措置の対象となる。
- (2) 最新の「機械設備工事機材承諾図様式集」の当該様式から、現場における承諾内容を確認することができる。